

特別養護老人ホーム愛華の郷（ユニット型）運営規程

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人三愛会（以下「法人」という。）が定款第1条の規定に基づき設置した特別養護老人ホーム愛華の郷（ユニット型）（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設の運営は、次の各号に掲げる方針に従って行う。

- (1) 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- (2) 施設は、地域や過程との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に勤めなければならない。
- 2 施設は、前項の方針を達成するために指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第25号）及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第10号）の規定を遵守し、常にその基準を超えるよう努力しなければならない。
- 3 施設長は、この業務及び施設が法令等の定める所に従って設置運営されるよう配慮し、管理運営の適正化を図らなければならない。

（入居定員）

第3条 施設の入居定員は次のとおりとする。

ゆうかユニット A	全室個室（10室）	10名
ゆうかユニット B	全室個室（10室）	10名
ゆうかユニット C	全室個室（10室）	10名

（定員の遵守）

第4条 施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種及び員数）

第5条 職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

職種	員数	備考
施設長	1	兼務
医師	1	非常勤
生活相談員	1以上	兼務
介護職員	10以上	
看護職員	3以上	兼務
管理栄養士	1以上	
機能訓練指導員	1以上	兼務
介護支援専門員	1以上	兼務
事務長	1	
事務職員	2	

(職員の職務)

第6条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設運営を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 医師は、施設長の命を受けて、入居者の健康管理及び医療業務に従事する。
- (3) 生活相談員は、施設長の命を受けて、入居申込者の調整及び入居者の生活相談、生活介護に従事する。
- (4) 介護職員は、施設長の命を受けて、入居者の生活相談及び生活介護に従事する。
- (5) 看護職員は、施設長の命を受けて、入居者の保健衛生及び生活介護に従事する。
- (6) 管理栄養士は、施設長の命を受けて、入居者の栄養管理及び給食指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、施設長の命を受けて、入居者の日常生活上の機能訓練に従事する。
- (8) 介護支援専門員は、施設長の命を受けて、入居者の介護サービス計画の作成及び変更業務に従事する。
- (9) 事務長は、施設長の命を受けて、庶務、経理及び給食業務を総括する。
- (10) 事務職員は、事務長の命を受けて、事務を処理する

第3章 入退居とその処理

(優先入所検討委員会)

- 第7条 施設は、優先入所検討委員会を設置し、指定介護老人福祉施設優先入所指針に基づき入居希望者の優先入所順位を定めるとともに入居者を選考する。
- 2 前項の選考に関してはその記録を作成する。
 - 3 優先入所検討委員会の委員は、施設長、事務長、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員及び施設長が選任する第三者委員（地元民生委員、地域代表評議員、藤枝市介護保健課職員等）で構成する。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 施設は、入居予定者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退居)

第9条 施設は、入居予定者の入居に際しては、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

- 2 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行う。
- 3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議を行う。
- 4 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。
- 5 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提出書類)

第10条 施設長は、入居を決定したときは、入居者又は代理人から、次の書類等の提出を求める。

- (1) 介護保険被保険者証
- (2) 介護保険負担割合証
- (3) 介護保険負担限度額認定証
- (4) 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
- (5) 健康保険被保険者証（後期高齢者医療被保険者証）
- (6) 身体障害者手帳
- (7) 重度障害者医療費助成金受給者証
- (8) 健康診断書

(重要事項の説明及び契約)

第11条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、当該規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

- 2 施設は、前項の同意を得た後、入居申込者と指定介護福祉施設サービス提供に関する契約書を作成する。担当職員は、入居申込者に関する資料の収集及び調査を実施し、台

帳を作成する。

(契約の解除)

第12条 入居者が次の各号の一つに該当するときは、契約を解除し、サービスは終了するものとする。

- (1) 入居者が死亡したとき
- (2) 入居者が長期に入院したとき
- (3) 入居者がその目的を達成し、サービスの提供を必要としなくなったとき
- (4) 第27条に定める規律を著しく乱したとき
- (5) その他指定介護福祉施設サービスを継続することが適当でない特別な理由が生じたとき

第4章 指定介護福祉施設サービス

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第13条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者的心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 施設の職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第14条 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及び家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て施設サービス計画を作成する。

2 施設は、前項の施設サービス計画について、指定介護福祉施設サービスの提供の状況等を勘案し、必要な見直しを行う。

(介護)

第15条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
- 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 8 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第16条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第17条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第18条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第19条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第20条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を探る。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第21条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することが出来るようにしなければならない。

(衛生管理等)

第22条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(協力病院)

第23条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

(秘密保持等)

第24条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止)

第25条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 2 施設は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知する。
- 3 施設は、虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 施設は、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 施設は、虐待防止のための取組を行うため、人権擁護・虐待防止担当者を配置する。

(苦情処理)

第26条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(入居者の規律保持)

第27条 入居者の守らなければならない事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 施設が定めた諸規則を守るとともに、他の入居者等に迷惑を及ぼし、集団生活を乱すような言動を慎むこと
- (2) 入居者は施設及び設備を本来の用途に従って利用するものとし、故意又は重大な過失によって、滅失、破損、汚損又は変更をしてはならないこと
- (3) 外出又は外泊の場合は、行き先と帰施設日時を申し出て、その理由を明らかにして、施設長の許可を受けること
- (4) 外出又は外泊の予定が変更になった場合は、直ちに施設に連絡すること
- (5) 衛生上、居室内に腐敗しやすい飲食物を置かないこと
- (6) 高額な現金又は物品を施設に持ち込まないこと
- (7) 職員や他の入居者等に対し、宗教活動又は政治活動を行わないこと
- (8) その他、施設長や職員の指示に反する行為をしないこと

(利用料等)

第28条 施設が入所者に対し指定介護福祉施設サービスを提供した場合の介護報酬は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領であるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、入所者に対し、食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、実費相当額（別紙1）の範囲内で支払を受けるものとする。
- 3 施設は、前項の利用料のほか次に掲げる費用の支払を受けることができる。

(1) 理美容代	実費
(2) 特別な食事代	実費
(3) レクリエーション活動費	実費

(4) 金品等の出納及び管理費 1日40円

(5) 日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、入居者に負担させることが適當と認められるもの 実費

4 前項のサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は家族に対し、そのサービスの内容及び費用について文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の記名押印を受けるものとする。

第5章 緊急時の対応等

4 この規程は、令和 3年 7月 1日から施行する。

2 前項は、閲覧可能な形でファイル等で備え置く等でも良いものとする。

(記録の整備)

第34条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するものとする。

2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

第7章 補 則

(委任)

第35条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(その他)

第36条 この規程に定めるもののほか施設の運営及び管理に関する事項は、施設長との協議を経て理事長が定める。

附則

1 この規程は、平成27年10月 1日から施行する。

2 この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

3 この規程は、令和 2年 9月 1日から施行する。

4 この規程は、令和 3年 7月 1日から施行する。

5 この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

6 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

7 **この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。**

別紙

(利用料等) 第 28 条関係

利用者負担段階	居住費	食費
減免証なしの方	2,830 円	1,690 円
第 3 段階②	1,310 円	1,360 円
第 3 段階①	1,310 円	650 円
第 2 段階	820 円	390 円
第 1 段階	820 円	300 円

(令和 6 年 4 月 1 日～)

(利用料等) 第 28 条関係

利用者負担段階	居住費	食費
減免証なしの方	2,890 円	1,690 円
第 3 段階②	1,370 円	1,360 円
第 3 段階①	1,370 円	650 円
第 2 段階	880 円	390 円
第 1 段階	880 円	300 円

(令和 6 年 8 月 1 日～)